

第 3 1 号議案

新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例の一部を改正する条例

新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例（平成 12 年新宿区条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 都市計画事務の部 9 の項額の欄中「建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 9 条の 3 に定める特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査」を「同項ただし書各号に掲げる確認審査」に改め、同欄第 1 号中「5,600 円」を「6,900 円」に改め、同欄第 2 号中「9,400 円」を「13,000 円」に改め、同欄第 3 号中「14,000 円」を「21,000 円」に改め、同欄第 4 号中「19,000 円」を「25,000 円」に改め、同部 17 の項額の欄第 1 号中「11,000 円」を「15,000 円」に改め、同欄第 2 号中「12,000 円」を「17,000 円」に改め、同欄第 3 号中「16,000 円」を「25,000 円」に改め、同欄第 4 号中「23,000 円」を「31,000 円」に改め、同部 20 の項額の欄第 1 号中「9,900 円」を「12,000 円」に改め、同欄第 2 号中「11,000 円」を「16,000 円」に改め、同欄第 3 号中「15,000 円」を「23,000 円」に改め、同欄第 4 号中「21,000 円」を「29,000 円」に改め、同部 22 の 2 の項額の欄第 1 号中「5,600 円」を「6,900 円」に改め、同欄第 2 号中「9,400 円」を「13,000 円」に改め、同欄第 3 号中「14,000 円」を「21,000 円」に改め、同欄第 4 号中「19,000 円」を「25,000 円」に改め、同部 22 の 11 の項額の欄第 1 号中「11,000 円」を「15,000 円」に改め、同欄第 2 号中「12,000 円」を「17,000 円」に改め、同欄第 3 号中「16,000 円」を「25,000 円」に改め、同欄第 4 号中「23,000 円」を「31,000 円」に改め、同部 22 の 14 の項額の欄第 1 号中「9,900 円」を「12,000 円」に改め、同欄第 2 号中「11,000 円」を「16,000 円」に改め、同欄第 3 号中「15,000 円」を「23,000 円」に改め、同欄第 4 号中「21,000 円」を「29,000 円」に改め、同部 61 の 4 の項中「建築基準法施行令」の次に「（昭和 25 年政令第 338 号）」を加え、同部 69 の項額の欄中「9 の 2 の項」を「22 の 3 の項」に改め、同欄第 1 号ア中「4,700 円」を「5,800 円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 一戸建ての住宅以外の建築物

住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	119,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	148,000円
非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000円

別表2 都市計画事務の部69の項額の欄第1号ウを削り、同欄第2号ア（ア）中「21,000円」を削り、同号ア（ア）に次の表を加える。

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円

別表2 都市計画事務の部69の項額の欄第2号ア（イ）中「誘導仕様基準以外の基準」を「仕様・計算併用法（住宅部分の基準省令第1条第1項第2号イ(1)に規定する外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率（以下「外皮性能」という。）を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の同項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。）を基準省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を同号イ(1)の基準により評価し、住宅部分の一次エネ

ルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、次の項、74の項及び75の項において同じ。)」に改め、「35,000円」を削り、同号ア（イ）に次の表を加える。

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円

別表2 都市計画事務の部69の項額の欄第2号アに次のように加える。

(ウ) 標準計算法（基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、次の項、74の項及び75の項において同じ。）による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円

別表2 都市計画事務の部69の項額の欄第2号イを次のように改める。

イ 一戸建ての住宅以外の建築物

住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	354,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円

		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	229,000 円	
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	329,000 円	
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	390,000 円	
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	449,000 円	
非住宅部分	モデル建物法 (一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び基準省令第 10 条第 1 号イ(1)に規定する屋内周囲空間の同号イ(1)に規定する年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。次の項、74 の項及び 75 の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	102,000 円	
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	129,000 円	
		当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	171,000 円	
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	276,000 円	
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	361,000 円	
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	434,000 円	
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	509,000 円	
		標準入力法等 (実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	266,000 円
			当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	334,000 円
			当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	431,000 円

の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。次の項、74の項及び75の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	615,000 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	758,000 円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	896,000 円
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	1,020,000 円

別表 2 都市計画事務の部 69 の項額の欄第 2 号ウを削り、同部 70 の項額の欄中「9 の 2 の項」を「22 の 3 の項」に改め、同欄第 1 号ア中「3,300 円」を「4,100 円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 一戸建ての住宅以外の建築物

住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	8,000 円
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,700 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	37,000 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	66,500 円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	83,500 円
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	103,000 円
非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	8,000 円
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	13,800 円
	当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	22,200 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	66,100 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	104,000 円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	132,000 円
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	165,000 円

別表 2 都市計画事務の部 70 の項額の欄第 1 号ウを削り、同欄第 2 号ア（ア）中「15,000 円」を削り、同号ア（ア）に次の表を加える。

当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	14,300 円
当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	15,100 円

別表 2 都市計画事務の部 70 の項額の欄第 2 号ア（イ）中「誘導仕様基準以外の基準」を「仕様・計算併用法」に改め、「18,000 円」を削り、同号ア（イ）に次の表を加える。

当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	21,100 円
当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	23,300 円

別表 2 都市計画事務の部 70 の項額の欄第 2 号アに次のように加える。

（ウ） 標準計算法による場合

当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	28,300 円
当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	31,500 円

別表 2 都市計画事務の部 70 の項額の欄第 2 号イを次のように改める。

イ 一戸建ての住宅以外の建築物

住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	26,800 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	46,500 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	84,800 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	127,000 円
	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	42,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	70,500 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	122,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	179,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	213,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	248,000 円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	56,800 円

		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	94,600 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	161,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	231,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	273,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	314,000 円
非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	71,600 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	91,100 円
		当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	119,000 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	193,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	253,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	304,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	357,000 円
	標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	186,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	234,000 円
		当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	301,000 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	430,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	531,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	627,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	715,000 円

別表 2 都市計画事務の部 70 の項額の欄第 2 号ウを削り、同部 71 の項の次に次のように加える。

別表 2 都市計画事務の部 72 の項事務の欄中「（平成 27 年法律第 53 号）第 12 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に、「第 13 条第 2 項」を「第 12 条第 2 項」に改め、同項額の欄各号を次のように改める。

(1) 計画提出又は計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 10 条第 1 項の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

ア 一戸建ての住宅 5,800 円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物

住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	11,300 円
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	23,800 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	52,800 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	94,700 円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	119,000 円
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	148,000 円
非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	11,300 円
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,500 円
	当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	31,600 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	94,300 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	149,000 円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	188,000 円
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	235,000 円

(2) (1) 以外の場合

ア 一戸建ての住宅

(ア) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合

当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	20,700 円
当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	22,200 円

(イ) 仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を仕様基準

若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を基準省令第1条第1項第2号ロ(1)若しくは第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第1条第1項第2号イ(1)若しくは第10条第2号イ(1)の基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、次の項及び77の項において同じ。)による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円

(ウ) 標準計算法(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法又は基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、次の項及び77の項において同じ。)による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物

住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円

		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	354,000 円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	81,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	135,000 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	229,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	329,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	390,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	449,000 円
非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	11,300 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,500 円
		当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	31,600 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	94,300 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	149,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	188,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	235,000 円
上記以外の非住宅部分の場合	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。次の項及び 77 の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	102,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	129,000 円
		当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	171,000 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	276,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	361,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	434,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	509,000 円

標準入力法等 (実際の設計 仕様の条件を 基に算定した 一次エネルギー 消費量を用 いて評価する 方法をいう。次 の項及び77の 項において同 じ。)による場 合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メー トル未満のもの	266,000 円
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メー トル以上 1,000 平方メートル未満のもの	334,000 円
	当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メー トル以上 2,000 平方メートル未満のもの	431,000 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メートル未満のもの	615,000 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メートル未満のもの	758,000 円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メートル未満のもの	896,000 円
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メー トル以上のもの	1,020,000 円

別表 2 都市計画事務の部 73 の項事務の欄中「第 12 条第 2 項」を「第 11 条第 2 項」に、「第 13 条第 3 項」を「第 12 条第 3 項」に改め、同項額の欄各号を次のように改める。

- (1) 変更計画提出又は変更計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 10 条第 1 項の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

ア 一戸建ての住宅 4,100 円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物

住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	8,000 円
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,700 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	37,000 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	66,500 円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	83,500 円
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	103,000 円
非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	8,000 円
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	13,800 円
	当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	22,200 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	66,100 円

当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	104,000 円
当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	132,000 円
当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	165,000 円

(2) (1) 以外の場合

ア 一戸建ての住宅

(ア) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合

当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	14,300 円
当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	15,100 円

(イ) 仕様・計算併用法による場合

当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	21,100 円
当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	23,300 円

(ウ) 標準計算法による場合

当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	28,300 円
当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	31,500 円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物

住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	26,800 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	46,500 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	84,800 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	127,000 円
	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	42,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	70,500 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	122,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	179,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	213,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	248,000 円

	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	56,800 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	94,600 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	161,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	231,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	273,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	314,000 円
非住宅部分の用途が工場等のみの場合		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	8,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	13,800 円
		当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	22,200 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	66,100 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	104,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	132,000 円
上記以外の非住宅部分の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	71,600 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	91,100 円
		当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	119,000 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	193,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	253,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	304,000 円
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	357,000 円	
	標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	186,000 円

	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	234,000 円
	当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	301,000 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	430,000 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	531,000 円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	627,000 円
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	715,000 円

別表 2 都市計画事務の部 74 の項事務の欄中「第 35 条第 1 項」を「第 30 条第 1 項」に改め、同項額の欄中「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に、「9 の 2 の項」を「22 の 3 の項」に改め、同欄第 1 号中「第 35 条第 1 項各号」を「第 30 条第 1 項各号」に改め、同号ア中「5,100 円」を「5,800 円」に改め、同号イの表を次のように改める。

住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	11,300 円
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	23,800 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	52,800 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	94,700 円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	119,000 円
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	148,000 円
非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	11,300 円
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,500 円
	当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	31,600 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	94,300 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	149,000 円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	188,000 円
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	235,000 円

別表 2 都市計画事務の部 74 の項額の欄第 2 号アの表を次のように改める。

誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	20,700 円
	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	22,200 円
仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	30,100 円
	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	33,200 円
標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	40,200 円
	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	44,900 円

別表 2 都市計画事務の部 74 の項額の欄第 2 号イの表を次のように改める。

住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	38,700 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	66,900 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	120,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	183,000 円
	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	59,800 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	100,000 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	175,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	256,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	304,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	354,000 円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	81,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	135,000 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	229,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	329,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	390,000 円

		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	449,000 円
非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	102,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	129,000 円
		当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	171,000 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	276,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	361,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	434,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	509,000 円
	標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	266,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	334,000 円
		当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	431,000 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	615,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	758,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	896,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	1,020,000 円

別表 2 都市計画事務の部 75 の項事務の欄中「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に改め、同項額の欄中「第 36 条第 2 項」を「第 31 条第 2 項」に、「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に、「9 の 2 の項」を「22 の 3 の項」に改め、同欄第 1 号中「第 35 条第 1 項各号」を「第 30 条第 1 項各号」に改め、同号ア中「3,700 円」を「4,100 円」に改め、同号イの表を次のように改める。

住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	8,000 円
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,700 円

	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	37,000 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	66,500 円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	83,500 円
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	103,000 円
非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	8,000 円
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	13,800 円
	当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	22,200 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	66,100 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	104,000 円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	132,000 円
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	165,000 円

別表 2 都市計画事務の部 75 の項額の欄第 2 号アの表を次のように改める。

誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	14,300 円
	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	15,100 円
仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	21,100 円
	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	23,300 円
標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	28,300 円
	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	31,500 円

別表 2 都市計画事務の部 75 の項額の欄第 2 号イの表を次のように改める。

住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	26,800 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	46,500 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	84,800 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	127,000 円
	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	42,000 円

合		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	70,500 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	122,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	179,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	213,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	248,000 円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	56,800 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	94,600 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	161,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	231,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	273,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	314,000 円
非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	71,600 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	91,100 円
		当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	119,000 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	193,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	253,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	304,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	357,000 円
	標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	186,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	234,000 円
		当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	301,000 円

	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	430,000 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	531,000 円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	627,000 円
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	715,000 円

別表 2 都市計画事務の部 76 の項を次のように改める。

76	削除			
----	----	--	--	--

別表 2 都市計画事務の部 77 の項事務の欄中「（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 11 条」を「第 13 条」に改め、同項額の欄各号を次のように改める。

(1) 軽微な変更該当していることの証明の請求に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条の軽微な変更該当していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

ア 一戸建ての住宅 4,100 円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物

住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	8,000 円
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,700 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	37,000 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	66,500 円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	83,500 円
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	103,000 円
非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	8,000 円
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	13,800 円
	当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	22,200 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	66,100 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	104,000 円

当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	132,000 円
当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	165,000 円

(2) (1) 以外の場合

ア 一戸建ての住宅

(ア) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合

当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	14,300 円
当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	15,100 円

(イ) 仕様・計算併用法による場合

当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	21,100 円
当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	23,300 円

(ウ) 標準計算法による場合

当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	28,300 円
当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	31,500 円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物

住宅部分	仕様基準又は 誘導仕様基準 による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル 未満のもの	26,800 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル 以上 2,000 平方メートル未満のもの	46,500 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メートル未満のもの	84,800 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル 以上のもの	127,000 円
	仕様・計算併 用法による場 合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル 未満のもの	42,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル 以上 2,000 平方メートル未満のもの	70,500 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メートル未満のもの	122,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル 以上 10,000 平方メートル未満のもの	179,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メートル未満のもの	213,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル 以上のもの	248,000 円
	標準計算法に よる場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル 未満のもの	56,800 円

		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	94,600 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	161,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	231,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	273,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	314,000 円
非住宅部分の用途が工場等のみの場合		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	8,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	13,800 円
		当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	22,200 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	66,100 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	104,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	132,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	165,000 円
上記以外の非住宅部分の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	71,600 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	91,100 円
		当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	119,000 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	193,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	253,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	304,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	357,000 円
	標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	186,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	234,000 円

	当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	301,000 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	430,000 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	531,000 円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	627,000 円
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	715,000 円

別表備考 1 を削り、同表備考 2 中「第 34 条第 3 項」を「第 29 条第 3 項」に改め、同表備考 2 を同表備考 1 とし、同表備考 3 中「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に、「第 37 条」を「第 32 条」に、「第 26 条各号」を「第 25 条各号」に改め、同表備考中 3 を 2 とし、4 を 3 とし、同表備考 5 中「備考 4」を「備考 3」に、「この表の 2 都市計画事務の部 72 の項(1)の表及び 73 の項(1)の表」を「この表の 2 都市計画事務の部 72 の項(1)及び 73 の項(1)」に改め、「この場合において、これらの規定中「当該部分」とあるのは、「非住宅部分」とする。」を削り、同表備考 5 を同表備考 4 とし、同表備考 6 中「、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査」を削り、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を「基準省令」に、「この表の 2 都市計画事務の部 72 の項(2)の表、73 の項(2)の表、76 の項(2)の表一戸建ての住宅以外の建築物の部非住宅部分の項又は 77 の項(2)の表」を「この表の 2 都市計画事務の部 72 の項(2)イの表上記以外の非住宅部分の場合の項、73 の項(2)イの表上記以外の非住宅部分の場合の項又は 77 の項(2)イの表上記以外の非住宅部分の場合の項」に改め、同表備考 6 を同表備考 5 とし、同表備考 7 中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」及び「同令」を「基準省令」に改め、同表備考 7 を同表備考 6 とし、同表備考 8 中「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定等の申請等に対する審査又は建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査若しくは建築物エネルギー消費性能向上計画の変更」に、「共同住宅」を「一戸建ての住宅以外の建築物」に、「これらの認定の申請」を「これらの認定等の申請等」に

改め、同表備考 8 を同表備考 7 とし、同表備考 9 中「備考 8」を「備考 7」に、「誘導仕様基準により共同住宅」を「仕様基準若しくは誘導仕様基準により一戸建ての住宅以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定等の申請等に対する審査を行う場合又は誘導仕様基準により一戸建ての住宅以外の建築物」に改め、「又は仕様基準若しくは誘導仕様基準により共同住宅に係る建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査を行う場合」を削り、「当該認定の申請」を「これらの認定等の申請等」に、「当該共同住宅」を「当該一戸建ての住宅以外の建築物」に改め、同表備考 9 を同表備考 8 とし、同表備考に次のように加える。

- 9 建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の算出において、複合建築物（基準省令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。
- 10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）第 3 条に規定する内部に間仕切壁若しくは戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が 20 分の 1 以上であるものに該当する部分を有する建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 11 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 12 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料若しくは低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料若しくは建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、住戸の数が 1 である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、それぞれこの表の

69 の項(1)ア若しくは(2)ア、70 の項(1)ア若しくは(2)ア、72 の項(1)ア若しくは(2)ア、73 の項(1)ア若しくは(2)ア、74 の項(1)ア若しくは(2)ア、75 の項(1)ア若しくは(2)ア又は 77 の項(1)ア若しくは(2)アに掲げる額とする。

- 13 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条第1項に規定する用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の額は、この表の2 都市計画事務の部72の項(2)イの表、73の項(2)イの表又は77の項(2)イの表に掲げる非住宅部分の用途が工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の施行による建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正等に伴い、所要の手数料の改定を行うほか、規定を整備する必要があるため